

## 市第130号議案 横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正

### 1 提案理由

「刑法（明治40年法律第45号）」の改正に伴い、「独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）」に基づく心身障害者扶養共済制度について必要な事項を定める「横浜市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年4月横浜市条例第30号。以下「条例」という。）」の文言を修正するとともに、掛金の納付に関する規定の整備等を行うため、条例の一部を改正します。

### 2 改正の概要

#### (1) 刑法改正に伴う文言の修正

年金の支給停止要件を定める規定中の「懲役または、禁固の刑」を「拘禁刑」に改めます。

#### (2) 掛金の納付に関する規定の整備

ア 所定の期日までに初回の掛金を納付しない場合等に、制度への加入及び口数追加に係る申込みがなかったものとするができる規定を設けます。

イ 掛金の納付時期に関する規定内容を明確化します。

ウ 掛金を納付しない場合においても、加入を継続できるように、年金支給額を調整できる規定を設けます。

エ その他文言の修正等を行います。

### 3 施行予定日

#### (1) 2(1)の改正

令和7年6月1日

#### (2) 2(2)の改正

公布の日

## 【参考】心身障害者扶養共済制度の概要

### 1 制度趣旨

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

なお、この制度は都道府県、政令指定都市が条例に基づいて実施している全国的な制度で、本市においては「横浜市心身障害者扶養共済制度条例」を制定し、独立行政法人福祉医療機構との保険契約により実施しています。

### 2 制度対象者

#### (1) 加入者が次の要件にすべて該当する方

- ア 障害者を現に扶養している保護者であること
- イ 本市の区域内に住所があること
- ウ 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- エ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

#### (2) 加入者が扶養する心身障害者が次のいずれかに該当する方

- ア 知的障害児・者
- イ 身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級に該当する方
- ウ 精神又は身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度がア又はイと同程度と認められる方

### 3 掛金

1人2口まで加入することができ、掛金は加入者の加入等時の年齢により異なります。

加入等時の年齢区分	掛金・加算掛金月額		
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

※掛金減免の制度もあります。

### 4 支給される年金額等

#### (1) 支給額

月額 20,000円 (1口あたり)

#### (2) 支給期間

加入者が死亡した(又は重度障害となった)月から、心身障害者が死亡する月まで

### 5 年金支給停止要件

年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月から、その事実の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

- (1) 所在が不明のとき。
- (2) 懲役または、禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。